

第 3 号議案

令和 9 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校
高等部用教科用図書の採択方針について

令和 9 年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用教科
用図書の採択方針を別紙のとおり定めることにつき、教育長に対する事務委任等に関する規則第 2 条第
13 号の規定により、議決を求める。

令和 8 年 5 月 18 日

仙台市教育委員会
教育長 天野 元

令和9年度使用の仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校 及び仙台市立特別支援学校高等部用教科用図書の採択方針

仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部（以下「市立高等学校等」という。）において使用する教科用図書は、教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領及び文部科学省から示された令和9年度使用教科用図書の採択に関する通知の趣旨を踏まえ、宮城県教育委員会の令和9年度使用の県立高等学校及び県立特別支援学校高等部用教科用図書の採択に係る基本方針等を参考に公正かつ厳正に適切なものを採択する。

1 市立高等学校等教科用図書の採択申請について

市立高等学校等においては、校内に「教科用図書調査研究委員会」を設置し、採択の対象となる教科用図書について、各学校の教育目標や生徒の実態と「採択の観点」に配慮して十分調査研究を行い、その結果に基づいて校長が選定し、申請を行う。なお、中等教育学校前期課程においても、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律により、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の申請を行う。

2 市立高等学校等教科用図書の選定について

市立高等学校等の校長は、高等学校用（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）教科書については、学校教育法附則第9条の規程による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、「高等学校用教科書目録（令和9年度使用）」に登載されている教科用図書のうちから選定する。

なお、一般図書（高等学校用）の選定に当たっては、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定する。

3 市立高等学校等教科用図書の採択について

採択に当たっては、「教科用図書協議会」を設置する。「教科用図書協議会」は教育委員会の依頼に応じて市立高等学校等から申請のあった教科用図書について審議を行い、その結果を教育委員会に報告する。教育委員会は、その報告を踏まえ、市立高等学校等の教育課程に照らして検討し、公正かつ適正な採択を行う。

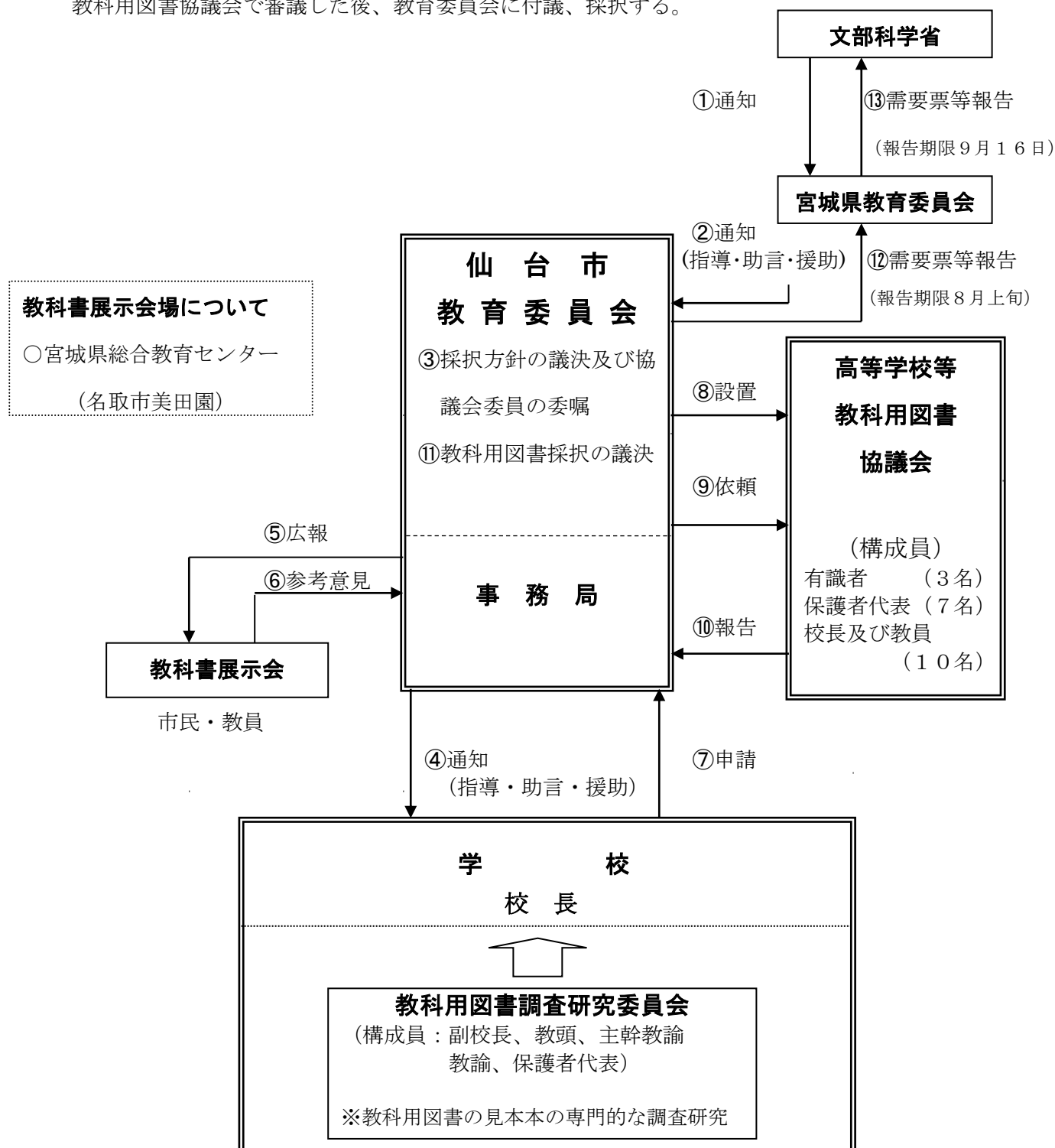
4 採択の観点について

学習指導要領に示されている教科の目標を的確に反映していることを踏まえ、以下の仙台市採択の観点に則り検討する。

- (1) 仙台市の学校教育の推進に資するものであること。
- (2) 仙台市をはじめ、我が国の自然や歴史、文化などを愛し、守り伝えていくとともに、諸外国の人々の生活や文化を理解し、尊重する態度の育成に適したものであること。
- (3) 生命を大切にし、人権を尊重する心や他人を思いやる心、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性が育つように配慮されていること。
- (4) 各市立高等学校等の教育課程に沿ったものであること。
- (5) 内容の選択や扱いなどが適切に配慮されていること。
- (6) 基礎的・基本的な内容の確実な習得・定着を図るための学習や、発展的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (7) 思考力、判断力、表現力などや、創造的に取り組む態度をはぐくむ学習が展開できるように配慮されていること。
- (8) 学習意欲を高めるため、体験的・問題解決的な学習や自主的、自発的な学習が展開できるように配慮されていること。
- (9) 言語活動が充実するための学習が展開できるように配慮されていること。
- (10) 生徒の発達段階や、小・中・高の系統性に考慮されていること。
- (11) 文章、用語、挿絵、地図、図表などの表現が適切であること。

仙台市立高等学校、仙台市立中等教育学校及び仙台市立特別支援学校高等部用
教科用図書採択の仕組み

- 1 高等学校、中等教育学校、特別支援学校高等部で使用する教科書については、各学校の「教育目標」や「生徒の実態」を踏まえて各学校がそれぞれ申請するシステムである。
- 2 各学校では、校内委員会で作成した教科書申請（案）を、保護者代表委員を加え、学校ごとに設置する教科用図書調査研究委員会で審議し、学校長が教育委員会に使用教科書として申請する。
- 3 教育委員会事務局では、学校から採択申請された使用教科書を、教育委員会が設置する高等学校等教科用図書協議会で審議した後、教育委員会に付議、採択する。



教科用図書採択に関する関係法令について

1 教科用図書の採択について

学校教育法（教科用図書・教材）

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

- 2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

この規定は、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）にも準用する。

学校教育法 附則（教科用図書使用の特例）

第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項（第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教育用図書を使用することができる。

学校教育法施行規則（教科用図書）

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

この規定は、中等教育学校後期課程（第113条3）、特別支援学校小・中学部、高等部（第135条2）に準用する。

（教育課程等の特例）

第131条 特別支援学校の小学部、中学部又は高等部において、複数の種類の障害を併せ有する児童若しくは生徒を教育する場合又は教員を派遣して教育を行う場合において、特に必要があるときは、第126条から第129条までの規定にかかわらず、特別の教育課程によることができる。

- 2 前項の規定により特別の教育課程による場合において、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用することが適当でないときは、当該学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

2 中等教育学校（前期課程）における教科用図書の選定について

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（教科用図書の採択）

第13条3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前2項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（同一教科用図書を採択する期間）

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

教科書の採択に係る基本方針

[県立高等学校・特別支援学校高等部]

宮城県教育委員会

教科書は、教科の主たる教材として生徒が用いるものであり、教育上極めて重要な意義をもつことを踏まえ、下記の方針により、別に定める採択基準等に基づいて採択する。

記

- 1 教育基本法や学校教育法が示す教育の目標を踏まえるとともに、学習指導要領が掲げる「生きる力」の育成という理念に沿った教科書を採択する。
- 2 第2期宮城県教育振興基本計画で示された「目指す姿」等を踏まえるとともに、各学校の教育目標、特色及び実情について十分勘案し、採択する。
- 3 採択の手続き等は、法令等の趣旨や内容に基づいて適切に進めるとともに、教科書の十分な調査研究の結果を踏まえて、適正かつ公正に行う。
- 4 教科書選定においては、静ひつな環境の確保に努めるとともに、採択結果等を積極的に周知・公表するなど、透明性の向上を図る。

令和 9 年度使用教科用図書採択基準

[高等学校・特別支援学校高等部]

宮城県教育委員会

1 記述内容に関すること

- (1) 学習指導要領に示されている教科・科目等の目標を的確に反映している。
- (2) 県教育委員会の「学校教育の方針と重点」の趣旨の実現に対応している。
- (3) 各学校の教育課程や生徒の実態及び地域の実情を踏まえ、学習の充実と発展を図ることができる。
- (4) 内容や資料は適切で偏りがなく、資料の出所及び出典が明示されている。

2 組織及び配列に関すること

- (1) 教科・科目の目標を踏まえて、各章、各節のねらいが明確で内容にまとまりがある。
- (2) 学習の効果が高まるよう、内容が組織的、系統的な配列となっている。
- (3) 基礎的・基本的な事項と発展的な事項が適切に配列されている。
- (4) 各学校の教育課程や生徒の実態及び地域の実情に照らし、内容の選択と扱い、組織・配列が適している。

3 学習及び指導に関すること

- (1) 生徒の実態及び地域の実情を踏まえて、基礎的・基本的な知識・技能の習得や学習進度に対応できる。
- (2) 発展的な学習や、自主的・主体的な学習を促すよう配慮されている。
- (3) 他の教科・科目等との関連について必要な配慮がなされている。
- (4) 学習の手引き、挿絵、図表及び写真等、並びにウェブページのアドレス等（掲載がある場合）の内容や配置が適切である。

4 表現及び体裁に関すること

- (1) 表記、表現が適切であり、生徒が親しみや魅力を感じるよう工夫されている。
- (2) 活字の大きさや字体は適切で、色彩、印刷は見やすい配慮がなされている。
- (3) 図表等の大きさや配置、レイアウトやバランスが適切である。
- (4) 製本が体裁よく堅ろうであるとともに、環境への配慮がなされている。